

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和7年度)【概要】

■報告書の内容

- ①令和7年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について

(1)条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別 ②合理的配慮に関すること ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2)相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3)障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4)地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(29名)

2. 相談実績

(1)令和7年度の実績

○令和7年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は65件、継続案件2件(R7.4.1～R8.3.31)

(①障害を理由とする差別 9件、②合理的配慮の不提供 9件、③その他 49件)

○新規事案件数は、令和6年度76件、令和5年度79件と減少

(2)相談内容の類型

●分野別・相談の類型別

分野	①差別	②合理的 配慮の 不提供	その他						合計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	1	1						1	3
イ 労働	4	2	2				1	2	11
ウ 商品・サービス	4	2		1			1		8
エ 福祉		1		6			1	1	9
オ 障害福祉		1	2	3		1		2	9
カ 医療				4					4
キ 建物・交通		1				1			2
ク 不動産									
ケ 地域		1							1
コ 情報									
サ 意思									
シ その他			1	5			4	10	20
合 計	9	9	5	19	0	2	7	16	67
			49						

●障害者等の障害種別

・精神障害	31件
・知的障害	14件
・肢体不自由	9件
・発達障害	7件
・聴覚障害	4件
・視覚障害	2件
・難病	0件
・その他・不明	8件

※複数の障害種別に該当する場合がありますため、合計は相談件数と一致しない。

(3)相談事例

【障害福祉分野】 不快・不満

○重い言語障害や嚥下機能の障害があるため、グループホームでは誤嚥の危険性から好きなものを食べさせてもらえない。意思を理解することは容易ではないが、可能な限り意思を尊重するべき。

→県が、当事者が利用している相談支援事業所や日中一時支援事業所、グループホームから聞き取りや調整を行った。本人の要望と関係者の中で認識にずれがあり、関係者が認識を共有し可能な範囲で本人の要望に応える必要があることから、グループホームに対してケース会議の中で食事に関する共通認識を図れるよう対応を依頼。結果として、利用者は満足している。

【商品、サービス分野】 差別

○盲導犬を連れて飲食店に入店しようとしたところ、対応方法がわからないとして入店を断られた。

→店が混んでいたりこれまで対応したことがなかったこと、動物アレルギーがある客がいる可能性があることを考慮して断ってしまった。今後はできれば予約を取ってほしいとのことだった。再度予約を求める意図を確認したところ、盲導犬同伴の有無に関わらず、ランチタイムは通常混んでおり、予約を取った方が確実であるとの意図を確認した。

(4)相談活動まとめ等

①基本姿勢

様々な障害特性や背景を持つ方から幅広い分野や場面に関わる相談が寄せられるため、どのような相談でもまずは傾聴し対応

②相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施
内閣府が実施する研修等にも積極的に参加

③事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

3. その他の活動状況

(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

令和7年度は条例見直しに向けた条例見直し検討部会を設置し議論を行った。

(2)地域アドボケーター研修 参加者計23名(令和8年2月4日)

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、障害のある方が身近に相談できるよう、福祉圏域ごとに地域相談支援員(地域アドボケーター)を設置している。適切な業務実施に向けた相談に関する研修および地域アドボケーター同士や県の相談員との情報交換により、連携強化を図った。

(3)普及・啓発活動

①わたSHIGA輝く国スポ障スポ2025における啓発

開閉会式会場の「おもてなSHIGAエリア」に障害理解を深める体験ブースを出展し啓発した。

日程 令和7年9月28日(国スポ開会式)

令和7年10月27日(障スポ閉会式)

場所 開閉会式会場「おもてなSHIGAエリア」(彦根総合スポーツ公園内)

参加者数 国スポ開会式(R7.9.28):約250人、障スポ閉会式(R7.10.27):約400人

②出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 57回

③合理的配慮の助成事業

・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成 8件

④共生社会サポーター

・条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に示すためのステッカー配布 100事業所

4. 課題に対する今後の取組

(1)事業者・県民への普及・啓発等について

・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識

・令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的にも義務となったことから、事業者向けの啓発が必要

⇒県民への啓発方法の工夫、出前講座の継続実施、共生社会サポーターステッカー配布等により、幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

・引き続き、地域アドボケーターの周知が必要

・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要

⇒圏域ごとの研修会、情報交換会等の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討。県に寄せられる相談事例を市町や関係機関と共有するなど、様々な機会を通じてさらに連携を深めていく。

■最後に

令和7年度末で条例が施行されてから7年が経過し、その間の障害者差別解消法の改正により、民間事業者の合理的配慮の提供が条例と同じく義務となりました。また、条例施行後、差別や合理的配慮の提供事例等、様々な事例が蓄積されつつあり、課題も見えてきました。こうした状況を踏まえ、令和7年度に条例の規定に基づく条例見直しを行うため、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会に条例見直し検討部会を設置し、議論が進められてきたところ、県の諮問に対する答申がありました。

令和8年度は県において、この答申を踏まえた条例改正に向けた調整を行っているところです。県として、今後も市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、共生社会の実現に向けて工夫した取組を行っていきます。